

第12回

大野郡5町2村合併協議会

会議録

第 1 2 回大野郡 5 町 2 村合併協議会議事録

開催日時	平成16年3月25日(木)午後1時30分 ~ 午後4時20分																																																
開催場所	犬飼町中央公民館大集会室																																																
出席者	別紙																																																
経過報告 議 事	<p>(経過報告)</p> <p>報 告 報告第 18 号 新市情報システム統合に関する業者決定について</p> <p>協議事項</p> <p>< 新規協議 ></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">協議第 40 号</td> <td style="width: 65%;">交流事業の取扱いについて</td> <td style="width: 20%;">「協定項目第 27 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 41 号</td> <td>児童福祉事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 33 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 42 号</td> <td>人権教育・同和対策事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 34 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 43 号</td> <td>保育事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 36 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 44 号</td> <td>生活保護事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 37 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 45 号</td> <td>商工観光事業の取扱い(その 1)について</td> <td>「協定項目第 42-1 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 46 号</td> <td>文化振興事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 47 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 47 号</td> <td>社会教育事業の取扱い(その 2)について</td> <td>「協定項目第 48-2 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 48 号</td> <td>その他の事業の取扱い(その 2)について</td> <td>「協定項目第 52-2 号」</td> </tr> </table> <p>提 案</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">協議第 50 号</td> <td style="width: 65%;">使用料・手数料等の取扱い(その 1)について</td> <td style="width: 20%;">「協定項目第 16-1 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 51 号</td> <td>公共的団体等の取扱い(その 1)について</td> <td>「協定項目第 17-1 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 52 号</td> <td>補助金、交付金等の取扱い(その 1)について</td> <td>「協定項目第 18-1 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 53 号</td> <td>高齢者福祉事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 32 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 54 号</td> <td>その他の福祉事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 38 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 55 号</td> <td>農林水産事業の取扱い(その 1)について</td> <td>「協定項目第 41-1 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 56 号</td> <td>学校教育事業の取扱い(その 3)について</td> <td>「協定項目第 46-3 号」</td> </tr> </table> <p>その他 第 1 3 回以降大野郡 5 町 2 村合併協議会の日程について</p>	協議第 40 号	交流事業の取扱いについて	「協定項目第 27 号」	協議第 41 号	児童福祉事業の取扱いについて	「協定項目第 33 号」	協議第 42 号	人権教育・同和対策事業の取扱いについて	「協定項目第 34 号」	協議第 43 号	保育事業の取扱いについて	「協定項目第 36 号」	協議第 44 号	生活保護事業の取扱いについて	「協定項目第 37 号」	協議第 45 号	商工観光事業の取扱い(その 1)について	「協定項目第 42-1 号」	協議第 46 号	文化振興事業の取扱いについて	「協定項目第 47 号」	協議第 47 号	社会教育事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 48-2 号」	協議第 48 号	その他の事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 52-2 号」	協議第 50 号	使用料・手数料等の取扱い(その 1)について	「協定項目第 16-1 号」	協議第 51 号	公共的団体等の取扱い(その 1)について	「協定項目第 17-1 号」	協議第 52 号	補助金、交付金等の取扱い(その 1)について	「協定項目第 18-1 号」	協議第 53 号	高齢者福祉事業の取扱いについて	「協定項目第 32 号」	協議第 54 号	その他の福祉事業の取扱いについて	「協定項目第 38 号」	協議第 55 号	農林水産事業の取扱い(その 1)について	「協定項目第 41-1 号」	協議第 56 号	学校教育事業の取扱い(その 3)について	「協定項目第 46-3 号」
協議第 40 号	交流事業の取扱いについて	「協定項目第 27 号」																																															
協議第 41 号	児童福祉事業の取扱いについて	「協定項目第 33 号」																																															
協議第 42 号	人権教育・同和対策事業の取扱いについて	「協定項目第 34 号」																																															
協議第 43 号	保育事業の取扱いについて	「協定項目第 36 号」																																															
協議第 44 号	生活保護事業の取扱いについて	「協定項目第 37 号」																																															
協議第 45 号	商工観光事業の取扱い(その 1)について	「協定項目第 42-1 号」																																															
協議第 46 号	文化振興事業の取扱いについて	「協定項目第 47 号」																																															
協議第 47 号	社会教育事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 48-2 号」																																															
協議第 48 号	その他の事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 52-2 号」																																															
協議第 50 号	使用料・手数料等の取扱い(その 1)について	「協定項目第 16-1 号」																																															
協議第 51 号	公共的団体等の取扱い(その 1)について	「協定項目第 17-1 号」																																															
協議第 52 号	補助金、交付金等の取扱い(その 1)について	「協定項目第 18-1 号」																																															
協議第 53 号	高齢者福祉事業の取扱いについて	「協定項目第 32 号」																																															
協議第 54 号	その他の福祉事業の取扱いについて	「協定項目第 38 号」																																															
協議第 55 号	農林水産事業の取扱い(その 1)について	「協定項目第 41-1 号」																																															
協議第 56 号	学校教育事業の取扱い(その 3)について	「協定項目第 46-3 号」																																															
議 長	大野郡 5 町 2 村合併協議会 会長 芦 刈 幸 雄																																																

会 議 次 第

1. 開会あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 開催地町長あいさつ
4. 経過報告
5. 議事録署名人の指名について
() ()

6. 議事 報 告

報告第 18 号 新市情報システム統合に関する業者決定について

協 議

< 新規協議 >

協議第 40 号	交流事業の取扱いについて	「協定項目第 27 号」
協議第 41 号	児童福祉事業の取扱いについて	「協定項目第 33 号」
協議第 42 号	人権教育・同和対策事業の取扱いについて	「協定項目第 34 号」
協議第 43 号	保育事業の取扱いについて	「協定項目第 36 号」
協議第 44 号	生活保護事業の取扱いについて	「協定項目第 37 号」
協議第 45 号	商工観光事業の取扱い(その 1)について	「協定項目第 42-1 号」
協議第 46 号	文化振興事業の取扱いについて	「協定項目第 47 号」
協議第 47 号	社会教育事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 48-2 号」
協議第 48 号	その他の事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 52-2 号」

提 案

協議第 50 号	使用料・手数料等の取扱い(その 1)について	「協定項目第 16-1 号」
協議第 51 号	公共的団体等の取扱い(その 1)について	「協定項目第 17-1 号」
協議第 52 号	補助金、交付金等の取扱い(その 1)について	「協定項目第 18-1 号」
協議第 53 号	高齢者福祉事業の取扱いについて	「協定項目第 32 号」
協議第 54 号	その他の福祉事業の取扱いについて	「協定項目第 38 号」
協議第 55 号	農林水産事業の取扱い(その 1)について	「協定項目第 41-1 号」
協議第 56 号	学校教育事業の取扱い(その 3)について	「協定項目第 46-3 号」

その他

今後のスケジュールについて

7. 閉会あいさつ

第12回大野郡5町2村合併協議会出席者名簿（平成16年3月25日開催）

町村名	職名	氏名	備考
三重町	三重町長	芦刈幸雄	会長
	三重町議会議長	生野照雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小野幸義	
清川村	清川村長	森健一	監事
	清川村議会議長	江藤秀明	
	清川村新市まちづくり委員長	衛藤康晴	
緒方町	緒方町長	山中博	副会長
	緒方町議会議長	伊藤憲義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大塚尊俊	
朝地町	朝地町長	羽田野昭太郎	
	朝地町議会議長	浅野益美	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森憲一	
大野町	大野町長	佐伯和光	
	大野町議会議長	清田満作	監事
	大野町新市まちづくり委員会委員長	城井学	
千歳村	千歳村長	阿南宏	
	千歳村議会議長	高野健治	副会長
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮成三生	
犬飼町	犬飼町長	山村昭三	
	犬飼町議会議長	若松成次	
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	佐藤忠憲	
大分県	大野地方振興局長	林満男	
事務局	局長	赤嶺信武	
	次長	倉原浩志	
		田北厚生	総務班
		江藤喜啓	企画部会
		和田裕之	産業部会
	局員	佐保正幸	総務部会
		後藤将彰	
		清水康士	企画部会
		衛藤成史	文教部会
		佐藤浩	
		隈田原勇次	建設部会
		内田健児	民生部会
		関谷隆一	
		池永善博	
	衛藤恒範	産業部会	
首藤英治	総務班		

司会（赤嶺事務局長）

傍聴される皆さんにお願いします。まず携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードに設定をしていただきようお願いいたします。次に、傍聴受付の際にお渡しいたしました注意書を遵守をしていただきたいと思います。特に、傍聴席からの発言や、やはりは慎んでいただき、会議の円滑な進行にご協力くださいますようお願いいたします。

定刻になりましたので、第12回大野郡5町2村合併協議会を開会させていただきたいと思っております。開会にあたりまして、協議会規約第10条第1項によりまして、本日の会議は成立していることを報告いたします。

早速、会議次第に入らせていただきたいと思います。まず、開会のあいさつを副会長であります高野健治千歳村議会議長によりしくお願いします。

高野副会長

こんにちは。花冷えのする昨今でございますが、花見が待ち遠しい季節になりました。本日は第12回大野郡5町2村合併協議会をただ今より開催いたします。お願いいたします。

司会（赤嶺事務局長）

ありがとうございました。続きまして、会長あいさつを、芦刈会長よりお願いいたします。

芦刈会長

皆さん、こんにちは。本日は、第12回大野郡5町2村合併協議会の開催をご案内申し上げますところ、皆さん方には平成15年度の年度末まであと1週間となりまして、大変ご多忙中にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、3月21日に執行されました犬飼町議会議員選挙におきまして、本協議会の委員であります若松議長さんには、5期目のご当選を果たされまして誠にめでたうございます。心からお祝いを申し上げます。

本日の協議会では協議案件といたしまして9項目、それから新規に提案いたします項目として7項目の協議がございますが、どうか最後までご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（赤嶺事務局長）

続きまして、開催地町村長であります山村昭三犬飼町長によりをお願いいたします。

山村犬飼町長

地元の町長として一言ごあいさつ申し上げます。各委員さんには第12回大野郡5町2村合併協議会が大野郡の玄関口であります、この犬飼町の公民館で開催されるにあたりまして、誠においでをいただきありがとうございます。本日は、多くの協議、また多くの新規提案が出されておりますが、新市の発足に向けた建設的な意見の中で、有意義な協議会としていただけてますようお願いいたします。簡単ではございますが、歓迎のあいさつとさせていただきます。

司会（赤嶺事務局長）

ありがとうございました。本日のこの会場は、犬飼町役場職員の方々のご協力をいただきまして準備することができました。事務局からもお礼を申し上げたいと思っております。

大変ありがとうございました。

それでは引き続きまして、事務局より経過報告をいたします。資料1の2ページをご覧ください。3月11日木曜日であります、第11回の協議会を行っております。

3月17日、第1回公立医療施設総合検討専門委員会を行いました。この際に委員長といたしまして、大野郡医師会長であります土生洋一先生、副会長に大分大学の教授であります、三角順一先生を選任いただいたところでございます。3月11日に第11回の幹事会を行っております。

続きまして3ページであります、3月22日月曜日、町村長連絡会を行っております。本日第12回協議会であります。今、報告を申し上げましたそれぞれの日の間に各作業部会、それから専門部会等を開催しております。以上、経過報告を終わりたいと思います。

次第の5以降につきましては、協議会規約第10条第2項によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長よろしくお願い致します。

芦刈会長

はい、規約によりまして暫時、議長を務めさせていただきます。

本日の協議につきましては前回の3月11日第11回の協議会で提案をいたしました9項目、それから、新規に提案を申し上げます7項目についてご説明を申し上げますが、協議の進行にご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。よろしくお願い致します。

それでは、はじめに、議事録署名人の指名についてですが、千歳村の阿南村長さん、それから緒方町議会の議長さん、伊藤議長さん、お二方によろしくお願い致します。

それでは早速でございますが、議事に入らせていただきます。まず報告でございますが、報告第18号新市情報システム統合に関する業者決定について、事務局説明をお願いします。

倉原事務局次長

事務局次長倉原であります。よろしくお願い致します。

私の方からこの業者決定に関する経緯の報告をさせていただきます。資料1の5ページをお開きください。新市情報システム統合に関する業者決定ということで、まず1番で経緯をご説明いたします。

平成15年5月に情報システム統合プロジェクトチーム、以後プロジェクトチームと申し上げますが、このプロジェクトチームは5町2村の情報システムの担当者で構成しています。このプロジェクトチームがこれまで延べ10回にわたり、システム統合に関する方針、また業者の選定方法等の検討を行ってまいりました。プロジェクトチームの方、通常業務がありますから、業務終了後5時半からだいたい10時以降、深夜に及ぶ作業を10回行っていただきました。この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。プロジェクトチームの皆さんありがとうございました。

その後、幹事会、町村長連絡会などの審議を経まして5町2村、今、各役場に導入しているシステムを持っている業者4つ、及びこれまでの全国展開の状況等から新しい新規業者を2つ選定いたして、新しい合併に対応できるシステムの企画提案の依頼を行いました。最終的には、提案のあった業者については5社であります。

その提案書をプロジェクトチームの方で52項目からなる、評価基準による評価審査を行いました。また本年3月9日には大野町の中央公民館におきまして、プロジェクトチームのメンバーと実際にそのシステムを使うことになる役場の担当者の方、住民分野、税務分野、財務分野、保健福祉分野のそれぞれ各町村から出席していただきまして、計51名が参加し、企画提案内容説明及びそのシステムのデモを行い、それぞれ評価を行いました。

その評価結果につきまして、7ページをお開きください。7ページの右側の表でござ

います。企画提案書 30 点、企画提案の説明及びデモ 70 点合計 100 点という配分を行いまして 51 名の評価をまとめましたら、業者名ありますように日立情報システムズ九州支社さんが 100 点中 82.7 点で非常に高い点を受けました。

これにつきましてはそれぞれの町村で満遍なく高い評価を受けているということでございます。その後、この表で言いますと、3 月 18 日に見積金額の開封を会長と副会長立ち会いの下で行いました。若干説明いたしますと、システム構築費というのは、合併協議に対応したプログラム及び機器を入れる経費であります。

そしてその下段のデータ引渡経費、これは今の 5 町 2 村それぞれの役場にある電算システムのデータを新しいシステムに引き継ぐ際の費用、これは基本的に想定しうる最大限の経費ということで見積もっております。その見積もり金額の開封と総合評価の結果を勘案しまして、3 月 18 日の第 1 1 回幹事会におきまして日立情報システムズが一番いいんじゃないかということで、その結果を今週月曜日であります、3 月 22 日の町村長連絡会におきまして、幹事会の選定結果は適当であろうということで大野郡 5 町 2 村の基幹系業務のシステムを統合する候補の会社といたしまして、株式会社日立情報システムズに決定したということあります。基幹系業務の内容につきましては、資料の 8 ページ、住民基本台帳から 9 ページの給食費管理まで 76 個のシステムを今のところ考えております。説明につきましては以上でございます。

芦刈会長

はい、ただ今、報告第 18 号新市情報システム統合に関する業者決定について説明がございましたが、このことにつきまして何か質問等がございますか。あったらお受けをしたいと思いますが、よろございますか。

委員

はい。

芦刈会長

ありがとうございました。それでは協議に入らせていただきます。新規協議として 9 項目ですが、この協議につきましては前回の 3 月 11 日に第 11 回の協議会で提案を申し上げ、それぞれの町村におきまして、新市まちづくり委員会、あるいは議会、特別委員会等でご協議をいただいたというふうに思っておりますが、協議に入らせていただきます。では協議第 40 号「交流事業の取扱い」について、を議題といたしますが、前回詳細な説明を申し上げておりますが、事務局から再度ポイントのみのご説明をそれぞれ申し上げ、協議に入らせていただきます。よろしくお願い致します。

事務局（企画部会 江藤）

はい、企画担当の事務局江藤でございます。交流事業の取扱いについて、ポイントのみご説明を申し上げます。

交流事業は、そもそも交流先の先進事例を知るとともに、振り返ってみますと、われわれが住む地域にどういうものが必要なのか、どういうものが足りないんだろうかということで、この地域を再確認・再発見する貴重なまちづくりの事業といった観点がひとつ考えられるというふうに思います。

そして定住というのがなかなか困難になって、やはり交流を促進しながら地域の活性化につなげていこうといったことも、一面あるというふうに考えられます。そういうことを受けまして、新市においても積極的に交流事業を進めながら活力と魅力あふれるまちづくりを行う、こういう基本方針の下で交流事業の調整案を定めたところでございます。

そして、いわゆる地域間交流事業については、原則的に新市に引き継ぐということでございまして、特に交流事業につきましては相手先もでございます。そうした長い歴史やこの間の経過、関係等も築き上げたということでございますので、新市においても基本的には引き継ぎを行うということでございます。友好姉妹都市につきましても、原則的に新市に引き継いでいこうということ、そして、その他の交流事業につきましても新市に引き継いでいこうということでございます。

語学指導等を行う外国青年招致事業、いわゆるJETプログラム事業というふうに言われていますけれども、国際交流員または外国語指導助手の配置については、合併までに調整をしながら新市に引き継いでいこうということでございます。

あと5点目には、国際交流事業の推進する舞台としまして、国際交流協会（仮称）がありますが、これを新市において設置しながら国際交流を進めていこうというようなことでございます。

こうしたことが交流事業の取扱いの調整案の内容ということでございます。以上、ポイントのみの説明を終わらせていただきます。

芦刈会長

はい、ただ今、事務局の方からポイントの説明を申しましたが、意見、要望等がございましたら、お受けをいたしたいと思いますが、はい、どうぞ。

佐藤委員（犬飼町まちづくり委員長）

犬飼町のまちづくり委員会でございます。交流事業の取扱いにつきまして、この協定項目の5番目にございますように、国際交流事業の推進にあたっては、行政と民間の連携またはすみ分けを図ることとして、支援組織としての国際交流協会（仮称）を新市において設置するというふうになっております。

犬飼町といたしましては5年前から民間サイドで香港、中文大学との交流を行っております。当初は行政も支援してきたわけでありまして、現在は民間主導となっております。

しかし、民間主導というものが求められる時代であります。特に重要な時代と思っております。行政と民間とのすみ分けをする場合には、現在、行政主導で行っております交流事業と大きな差異の無いように十分配慮していただくよう要望いたします。原案につきましては賛成であります。

芦刈会長

はい、ただ今、犬飼町のまちづくり委員長さんから要望ということで出されましたが、その他ございませんでしょうか。はい、この要望につきまして事務局。

事務局（企画部会 江藤）

はい、犬飼町の佐藤委員さんのご発言に対するご回答をいたしたいと思っております。今、話がございましたように、国際交流というのは犬飼町さんが行っていますように、将来的にはやはりある面、民間に引き継ぐことが好ましいと考えておりますけれども、ただし、今までは行政がかなり踏み込んでまいってきました。従いまして、当面はやっぱり行政がある程度かまなくては、これは交流が進まないだろうということでありまして、そういうような意味でやはり行政と民間の連携、またはすみ分けといった表現にしておりまして、これにつきまして、当面の間は行政が支援、協力をしていきますが、将来的にはやはり独り立ちを含んだ考え方ということでこういう表現になっていきますので、基本的には佐藤委員さんの考え方と同じだろうというふうに思っております。以上でございます。

芦刈会長

委員長さん、そういうことでよろしゅうございますか。

佐藤 委員（犬飼町まちづくり委員長）

はい。

芦刈会長

その他ございませんか。はい、それでは協議第 40 号につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。挙手全員であります。協議第 40 号「交流事業の取扱い」について原案通り決定をさせていただきます。

続きまして協議第 41 号児童福祉事業の取扱いについて、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局（民生部会 内田）

民生部会を担当しております、内田です。私の方から協議第 41 号「児童福祉事業の取扱い」についてポイントのみ説明させていただきます。

まず、中項目 1 の児童福祉事業の取扱いについてであります、次世代育成支援対策であります、これは平成 16 年度中に 5 年を一期とする次世代育成支援対策行動計画を策定しなければならない現状がございます。そのため各町村での計画策定作業が行われるわけですが、事務レベルで事前にすり合わせできるものについては、できるだけ調整して策定し、新市発足後、速やかに計画の調整が必要であると考えられます。

続きまして、手当等制度についてであります、現在、国、県の制度に基づき行われてされていますので差異は無く、現行の通りで行うことで良いと考えられます。

乳幼児医療費助成事業についてでありますけれど、これも県の制度に基づき実施している事業については差異は無く、現行の通りでよいと考えられます。ただし、単独事業としましては、実施されている町村が 3 カ町村ありますので、予算の問題が考えられますが、引き続き継続して実施する方向で合併までに調整することが必要であると考えられます。

子育て環境整備施策であります、現在それぞれの形態や現状に差異が多く、その内容もさまざまであることから、合併時は現行の通り新市に引き継ぎ、新市において調整することが適当であると考えられます。

中項目の母子・父子福祉事業の取扱いについてであります、基本的に合併時には統一した形でのサービス提供が必要であると考えられます。見直しや継続、統合等を含めて合併までに調整することが必要であると考えられます。以上、児童福祉事業の取扱いについてポイントのみ説明をさせていただきました。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。協議第 41 号につきまして意見要望等がございましたら承りたいと思います。はい、どうぞ。

森 委員（朝地町新市まちづくり委員長）

朝地町の森です。議会の方から、まちづくり委員会の方からも強い要望がございました。未就学児の医療費の助成について清川村、朝地町、それから大野町が助成を行っておりますが、これを現状より下回らないように強く要望してほしいという意見がありましたので、要望しまして本案に賛成でございます。以上でございます。

芦刈会長

はい、その他ございませんでしょうか。はい、このことにつきまして事務局。

事務局（民生部会 内田）

はい、確かに現在3カ町村未就学児の医療費助成事業が行われていますが、対象年齢の見直し、自己負担額の設定等さまざまな調整方法を考えながら、引き続きこの事業を実施していくという方向で調整をする方が好ましいと考えられます。

芦刈会長

はい、今、事務局から要望につきましての説明を受けましたが、それについてよろしゅうございますか。

森 委員（朝地町新市まちづくり委員長）

はい。

芦刈会長

その他ございませんか。はい、それでは協議第41号「児童福祉事業の取扱い」について、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。挙手全員であります。

従いまして協議第41号「児童福祉事業の取扱い」につきまして、原案の通り決定をさせていただきます。続きまして、協議第42号「人権教育・同和対策事業の取扱い」について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局（民生部会 内田）

はい、引き続き民生部会の内田よりご説明させていただきます。

人権教育・同和対策事業の取扱いにつきましては、憲法に記載されている基本的人権にかかわるものであり、その人権意識の高揚を図るため、新市においても全市的な取り組みとして推進していく必要があるかと思われます。従いまして調整方針としまして、人権教育・同和対策事業については、その重要性も踏まえ、新市において現行の施策を基本的に引き続き取り組むものとする。また、条例・規則の制定、基本的計画の制定、行政組織の設置等、新市において速やかに取り組むものとする。以上、簡単ではございますが、ポイント説明とさせていただきます。

芦刈会長

はい、協議第42号につきまして、意見、要望等がございましたら、お受けをしたいと思いますが、ありませんか。はい、どうぞ。

生野 委員（三重町議会議長）

三重町の生野でございます。協議第42号人権教育・同和対策の取扱いについて、修正をお願いしたいと思っています。

その理由につきましては、啓発事業の重要性を考えると啓発事業という文言を、人権教育・同和対策事業の間に入れた方がいいのではないかとございまして、根拠法令の定義第2条の中にもやはり啓発ということが掲げられております。

この事業の重要性等考えて、人権計画の視点が重要であり、その意味から根拠法令である人権教育及び人権啓発の推進に関する法律にあわせて、人権教育、啓発事業・同和対策事業と、啓発事業という言葉を入れていただきたいと思っております。三重町といたしましても、人権啓発の重要性を認識して啓発事業の挿入をお考えいただきたいと思

いますが、どうでしょうか。

芦刈会長

はい、ただ今三重町から最初の文言に人権教育、その間に啓発事業を付け加えていただきたいという挿入の修正の意見が出されております。啓発事業、続きまして同和対策事業についてはということに言葉としては続くこととなりますが、このことについていかがでしょうか。

委員

異議なし。

芦刈会長

はい、それでは協議第 42 号につきましては、ただ今申し上げましたように、人権教育この間に啓発事業という言葉挿入させて修正をして、この項につきましては一部修正をして、賛成の方の挙手をお願い致します。

清田 委員（大野町議会議長）

ちょっと、意見があるのですが、

芦刈会長

はい、どうぞ。

清田 委員（大野町議会議長）

今の意見には賛成をいたしますし、その方向でお願いしたいと思います。それと留意事項のところですけども、その中の文言ですね、新市で推進していくことが適当であると、その後また同じことを繰り返し適当であるという表現がされているわけですが、私もむしろ適当であると考えのですが、いろんな社会情勢の中で児童を含め、それと社会的弱者、いろんな関係の中、極めて残酷な事件が多いわけでありまして。だからこのとらえが、私はこれが一番根幹なんじゃないかなと思うのです。だから適当という解釈を事務局の方をお願いしたいと思います。

芦刈会長

はい、ただ今、大野町の議長さんから出されました解釈についてということですが、

事務局（民生部会 内田）

はい、適当と使った意味ですが、基本的に新市で推進していくことが望ましいとか推進していくべきとか、そういった意味合いで適当であるというような形でというような文言で整理させていただいております。

清田 委員（大野町議会議長）

捉えとしては、分かります。だから、文言としたときカチツとした方針が大切だと思う。やっぱり人権とか同和問題については心だと思えます。説明は分かります。しかし適当という表現をする場合はですね、場の状態や目的などにことごとく当てはまることと、そういう程度では、私は弱いと思えます。

だから、これは別に同和イコール部落という感覚で捉えてもらっては困るわけで、私もそういう立場で発言はしませんけども、今日のような状況の中で新しい市を作る、ま

ちづくりをする中で、やっぱりこれは根幹と思います。

だから先ほどもありましたように、社会情勢というものは極めて私たちにとっては残念なことの事象が多すぎます。そういう気概と方針、根底にあるものを表現するのに、私はこれでは物足りないと思うのですが、ここらはどうですか。

芦刈会長

はい、事務局。

倉原事務局次長

事務局次長倉原であります。今、清田委員さんの言われる通りだと思います。今、確認をいただいたわけですが、この4ページの方、適当という文言を必要という形に塗り替えて、今後の資料として使いたいと考えております。以上です。

芦刈会長

よろこびますか。

清田 委員（大野町議会議長）

ありがとうございました。予算編成よりもですね、適当に編成をされた予算であるとかいうことは執行部としてはありがたいかどうか、私は適正にという表現が正しいと思います。そういう解釈の問題でありますけれども、意気込みの問題ですので、ぜひお願いしたいと思います。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。

それでは協議第42号人権教育・同和対策事業の取扱いについて一部修正を入れ、賛成の方、挙手をお願い致します。はい、挙手全員であります。一部修正ということでこの協議第42号につきましては決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第43号「保育事業の取扱い」について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局（民生部会 内田）

保育事業の取扱いについてポイントのみ説明させていただきます。まず、保育時間、保育料につきましては、現在、公立の保育所については地域の実態、ニーズに応じ、各町村でさまざまな対応の中で実施されているところでありますが、格差がございます。

基本的な考え方としまして、新市においては統一が望ましいことから、保育時間、保育料につきましては、合併までに統一する方向で調整が必要であると考えられます。

特別保育事業につきましては、国の政策の方向や次世代育成等の観点から、新市において実施することが望ましいと考えられます。また地域間格差をできるだけなくせるように調整していく意味も含めて、現行を基本にしつつ、実施に向けての調整が必要と考えられます。

また障害児保育についても同様に考えられます。私立保育所補助等事業については、この事業については関係団体との協議を重ね、新市においての方向を決める必要があり、合併までの調整が必要であると考えられます。以上、説明させていただきました。

芦刈会長

はい、協議第43号につきましては意見、要望等がありましたら、お受けをしたいと思いますが、はい。

山村 委員（犬飼町長）

犬飼でございますが、この保育料、原案の通りで結構でございますけれども、犬飼町としましては、各町村と比較すると保育料が安く設定されております。合併で調整をする場合、保護者の負担が急激に増えないように、そういう点に特に配慮していただきたいということを要望しまして、原案には賛成でございます。以上。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。他にご要望、はい、どうぞ。

宮成 委員（千歳村まちづくり委員長）

千歳の宮成ですが、幼稚園の園児についてですが、幼稚園が今2年制の導入予定のところがあるようですが、新市で、幼稚園と保育園の競合が起こらないように調整をしていただきたい、これは要望でございますけれども。基本的には原案通りで結構でございます。

芦刈会長

はい、どうぞ。

城井 委員（大野町まちづくり委員長）

大野町のまちづくりの城井でございます。保育所につきましては公立と私立があるわけですが、その中で整合性をもって公立の方が安く、あるいは私立の方が高いというようなことはできるだけ近づくような形で調整をしていただきたいということでございますし、時間につきましてもそれぞれまた延長してほしい人がございます。生みたいようないろいろな内容、子育てをしやすいようにというような内容で、少子化対策に取り組んでいただきたいと要望でございます。原案には賛成でございます。

芦刈会長

はい、どうぞ。

浅野 委員（朝地町議会議長）

朝地町議会の浅野でございます。だいたい似たような意見が出ましたが、当町も若者の定住や少子化対策の一環として、保育料は極力低く設定してほしいという要望を付して原案に賛成であります。よろしくお願い致します。

芦刈会長

はい、その他ございませんか、ただ今、犬飼町さん、千歳村さん、大野町さん、朝地町さんからそれぞれ原案に賛成の立場から要望ということで意見が出されましたが、その他ございませんか、

よろしいですか。はい、協議第43号「保育事業の取扱い」について原案通り賛成の方、挙手をお願い致します。はい、挙手全員であります。はい、ありがとうございました。従って、協議第43号につきましては原案通り決定をさせていただきます。

続きまして協議第44号「生活保護事業の取扱い」について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局（民生部会 内田）

はい、ポイントの説明をさせていただく前に資料の一部修正をお願いします。ページでいきますと生活保護事業の取扱いについての2ページですが、小項目の生活保護事業がございます。この保護率というのがあるのですが、この中の単位がパーセント（％）

になっています。このパーセントをパーミル(‰)という単位に申し訳ございませんが、訂正をお願いしたいと思います。

保護率につきましては、基本的に全国统一でパーミルという単位を使うということで、こちらでパーセントというのは最初から間違っておりました。すいません、訂正をよろしくをお願いします。パーミルにつきましては、パーセントのさらに10分の1の数字と割合ということでございます。ですから1000分の1となります。よろしくお願いします。

では生活保護事業の取扱いにつきまして、ポイントのみ説明をさせていただきます。生活保護事業につきましては、現在、県の福祉事務所を中心に事業が行われているため、各町村間での事務の差異は少ない状況であります。新市になりますと市の福祉事務所が設置されますので、そこで法令に基づき実施されることになると考えられます。以上、簡単ではございますが、ポイントのみご説明させていただきました。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第44号につきまして意見、要望等がございましたら、承りたいと思いますが、ございませんか。はい、説明を申し上げましたが、何か質問等ございますでしょうか。よございますか。はい、ありがとうございます。協議第44号「生活保護事業の取扱い」について原案通り賛成の方、挙手をお願い致します。はい、挙手全員であります。はい、協議第44号につきましては原案通り決定をさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして協議第45号「商工観光事業の取扱い(その1)」について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局(産業部会 和田)

はい、産業部会担当の和田です。ポイントの説明をさせていただきます。まず、商工観光事業の取扱いについて、商工観光事業について3点ほど提案をいたしております。商店街支援事業、各種融資制度、企業誘致制度について提案をさせていただきます。

1点目の商店街支援事業につきましては合併時に廃止いたしまして、これについては現状では千歳村のみが実施しているということではありますが、ただし商店街の活性化ということでは新市においても重要な事業であり、必要であると考えられますので、新市において内容等の調整をしながら実施をするという意味合いでございます。

次に、融資制度についてですが、各町村とも実施されていますが、内容について差異がございますので、合併時に統一する必要があると。ただし、現在の制度を利用して融資を受けている方々がございますので、その方々については現行の制度を保障しないと不利益を被る可能性があるということでもあります。

企業誘致事業については、合併までに今現在3つの町村で行われておりますが、これについても必要な事項でありますので、合併までに調整をするということでもあります。

次に商工事業の取扱いについて、ございます。この件に関しましても3点ほど提案をいたしております。まず1点目として、観光振興計画を速やかに策定するということがございます。この計画につきましては、新市において観光をどうしていくのかということが重要になってきますので、早急に策定することが必要であろうと思います。新市の観光協会については、合併後速やかに設置するということではありますが、現在ほとんどの町村で観光協会が設置されております。運営形態等が異なっておりますので、その調整をしながら早急に新市の観光協会を作るということもございます。観光振興事業につきましては、現在、各町村によって観光協会の委託とか独自にやっておるとか、また時期についても同じような時期に同じような行事を行っている。かということがございますので、調整が必要ということでもあります。

ただ観光振興事業につきましては当然観光進行との関連がありますから、新市のPR等も含めて、新市において調整する必要があるということでご提案をいたしました。以上で簡単ではございますが、ポイントの説明を終わりたいと思います。

芦刈会長

はい、協議第45号につきましてポイントの説明を申し上げました。意見、要望等がございましたらお受けしたいと思いますが、はい、どうぞ。

大塚 委員（緒方町新市まちづくり委員長）

緒方のまちづくり委員会でございます。この件につきまして2の3を修正したいと思っております。その他は原案通りで結構でございます。理由といたしまして観光振興は定住人口の減少に悩んでおります過疎地域もございまして、今後この地域がいかに経済的にも発展するかという面では、都市との交流人口を少しでも増やす必要があるとそういう意味においても、この活性化を図ることが重要でありまして、この2の3を次の通り改めてほしいということでございます。観光振興事業については、交流人口の拡大を図るために地域の特性を生かし積極的に推進するというふうに、積極性をもう少し強く打ち出していきたいということでございます。以上でございます。

芦刈会長

交流人口の拡大を図るために積極的に推進をする、ということですか。

大塚 委員（緒方町新市まちづくり委員長）

交流人口の拡大を図るためでもあります、これまでの地域の特性を生かし、積極的に推進をするということをお願いしたいのです。

芦刈会長

はい、その他ございませんでしょうか。はい、今、修正要望が出ていまして観光振興事業については、交流人口の拡大を図るために地域の特性を生かし積極的に推進するという修正案が出されましたが、事務局このことについては。

事務局（産業部会 和田）

はい、今おっしゃられたことはもっともだと思います。資料の4ページでございますが、この観光事業の取扱いについてということで、観光の入り込み客とか伝統の継承とかいうことを述べておりますが、提案の方でその文面を調整するというふうにまとめてしまいましたので、大変申し訳なく思っております。この場で賛同いただければ、今の文面に修正をして提案をさせていただきたいと思っております。以上です。

芦刈会長

委員の皆様方、ご意見はどうでしょうか。

委員

賛成します。

芦刈会長

よろしゅうございますか。はい、それではこの観光振興事業の取扱い（その1）については、2の方で再度申し上げますが、観光振興事業については交流人口の拡大を図るために地域の特性を生かし積極的に推進するというところで一部修正をさせていただ

きたいと思います。

それでは再度協議第 45 号「商工観光事業の取扱い(その 1)」については、ただ今申し上げましたように、一部修正をして決定をされることに賛成の方の挙手をお願い致します。はい、挙手全員であります。修正の上決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第 46 号「文化振興事業の取扱い」について、を議題といたします。事務局をお願いします。

事務局（文教部会 衛藤）

文教部会の衛藤です。協議第 46 号「文化振興事業の取扱い」についてのポイントについて説明したいと思います。

2 ページをお開きください。ここで協議のポイントということですが、ここでは新市における文化財の保存や伝統芸能の継承など文化振興をどのように展開するべきなのか、そのためには、現在、各町村で実施している事業等どう調整するのかというポイントについて作業部会や専門部会で協議をしております。

資料を見ていただければ分かると思いますが、各町村では、指定文化財の管理や保存団体及び研究団体の育成、特定文化財の保存事業等に展開するとともに、文化協会等を支援しながら文化財の保存や伝統芸能の継承に努めているようです。専門部会や作業部会の集約としましては、文化財の保存や伝統芸能の継承については、文化財保護法や文化芸術振興基本法、各町村文化財保護条例等でそれぞれの重要性やその役割について謳っているところであり、現在地方公共団体でもそれらの法律に基づいて施策等こうしているところです。新市移行後も文化振興のため文化財の維持管理や伝統芸能の継承に努めることが必要である。ただし、合併までに時間が無く、現時点で事業を調整するのは困難であるとまとめました。

従いまして、調整の具体的な内容として、町村指定文化財については現行の通り新市に引き継ぎ、補助事業等については新市において調整するというふうにまとめております。なお、補足として、三重町の真名野長者や清川の神楽など各町村で文化事業に取り組んでおるところですが、新市におけるそれらの文化事業の方向性、方針等については新市建設計画の中に触れていきたいというふうに考えています。以上、説明終わります。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。協議第 46 号につきまして、意見、要望等がございましたらお受けをしたいと思います。ございませんか。はい、ありがとうございました。

協議第 46 号「文化振興事業の取扱い」について原案通り賛成の方、挙手をお願い致します。はい、挙手全員であります。よって原案の通り決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第 47 号「社会教育事業の取扱い(その 2)」について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局（文教部会 衛藤）

協議第 47 号「社会教育事業の取扱い(その 2)」についてのポイントについて説明をさせていただきます。ここでは協議のポイントとして、新市において住民に生涯学習の場やスポーツ行事を提供するため、社会教育事業つまり生涯学習事業、図書活動事業、町村文化施設主催事業、社会体育事業をどのように展開していくべきかという視点で協議しました。

各事業の集約としましては、生涯学習事業、社会体育事業につきましては、現在、各町村で実施されている生涯学習関係及び社会体育関係の各学級や行事等が既にその地域

と密着したものがあり、地域や住民にとっては生きがいや交流の場になっていることから、新市においてもそれらを急に廃止したり、統合したりすることが難しい。従ってむしろ引き続きそれらの振興を図りながら、地域間や住民の交流を図ることが大切である。

図書活動事業については、新市においても三重町や緒方町にある図書館を中心に各地域と連携を図りながら、住民サービスの提供を努めることが大切である。

町村文化事業主催事業につきましては、それぞれの事業がその地域の特色を生かしたものでその地域のゆかりのある人物を顕彰した事業であることから、新市においても事業を引き続き、振興を図ることが望ましいというふうに結びました。

調整の具体的な内容として、各町村で実施している社会教育事業、生涯学習事業、図書活動事業、町村文化施設主催事業、社会体育事業については、引き続き振興を図り、効果的な運営ができるよう新市において調整していきたいというふうに考えています。以上、説明を終わります。

芦刈会長

はい、協議第 47 号につきまして意見、要望等がございましたらお受けをしたいと思います。はい、どうぞ。

小野 委員（三重町新市まちづくり委員長）

三重町のまちづくり委員の小野でございます。社会教育事業の取扱い（その 2）についてですが、三重町として要望を付して原案に賛成をいたしたいというふうに考えております。

公民館の活動についてこれからの地域社会づくりを考えると、この活性化が大きな鍵になると思う。地域づくりの中で、自治公民館や公民館を持つ役割が非常に大きいと思う。特に青少年健全育成などは地域に根ざしてやっていくべきで、特に財政が厳しい中では、このことが重要ではないかと。今後、財政が厳しくなるが、この分の予算は確保してほしい。同時に地域住民がもっと社会学習をできるように地域リーダーを育成するなど、人材育成の分野へ投資が必要ではないか。次の項目では自治公民館の建設補助があるが、ハード面だけではなくソフトの面の充実もお願いをしたいという要望が出ております。この要望を加えて原案には賛成したいと思っています。

芦刈会長

はい、その他の意見、要望等は。はい、どうぞ。

山村 委員（犬飼町長）

犬飼町からはスポーツ行事についての要望でございます。犬飼町はこの計画書を見ますと、スポーツについての行事が掲載されていませんけども、犬飼町はスポーツ行事につきましても体育協会を中心に実行委員をもって実施していますし、大体、各町村もその方向に努力していただきたいという要望がございます。

また 5 年後の国体に向けての流入人口を増やすためにも、この目的から会場の受け入れ整備等について新市における建設計画の中で十分配慮していただきたい。犬飼はカヌーの競技場があるためにそれにかかる費用がかなりございますので、こういう点、新市において考えていただきたいというふうに考えております。原案には賛成でございますが、要望として述べておきます。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。その他ございませんか。はい、どうぞ。

森 委員（朝地町新市まちづくり委員長）

朝地町の森です。ここに提示されています各種事業はそれぞれ地域によってこれまで特性のあるそれぞれの取り組みをしてまいりました。特にこの分につきまして、修正をお願いし、賛成をしたいと思います。

そのところは個々に提案をされております引き続き振興を図り、地域の特性を生かした効果的な運営ができるよう新市において調整をするという文言を付け加えていただければありがたいと思います。修正をお願いします。

芦刈会長

はい、その他ございませんか。要望といたしまして三重町が人材育成、それからソフト面の充実、それから犬飼町さんからはスポーツ行事についての要望と、それからただ今、朝地町さんから文言の後段の方ですが、引き続き振興を図り、この間に地域の特性を生かして、次に効果的な運営ができるよう新市において調整をするということで、地域の特性を生かしてという文言の挿入をお願いしたいという修正案が出ていますが、この案につきましてご意見をいただきたいと思いますが。

委員

異議なし。

芦刈会長

よございますか。はい、それでは、協議第 47 号「社会教育事業の取扱い(その 2)」についてにつきましては、ただ今申し上げましたように一部修正の上、賛成の方の挙手をお願いします。はい、挙手全員であります。ありがとうございました。一部修正の上、協議第 47 号社会教育事業の取扱いについて(その 2)は決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第 48 号「その他の事業の取扱い(その 2)」について、を議題といたします。

事務局（企画部会 江藤）

企画部会江藤でございます。その他の事業の取扱い(その 2)ということで、今回は(その 2)でコミュニティ施策の取扱いを取り上げておるところでございます。

これからのまちづくりにおきまして、いかに住民の方々が行政とタイアップしながらまちづくりを行っていくかということがかなり重要になってくるだろうと思います。そういう意味では住民の皆さんと行政がどういうふうな役割分担をしていくかということが必要になってくるということで、特にボランティアグループの方々、地域グループの方々、そして NPO ボランティア団体、こうした皆さんとともに、やっぱりまちづくりを進めていかなきゃならないというような観点がひとつあるように思います。

そうした意味で地域づくりの中で、特に地域コミュニティが大きな役割をしているということでありますし、こうした地域コミュニティを今から支えていくためには、その中で特に自治公民館活動といったものをさらに充実させていかなきゃならない基本的な考え方のもとに、調整案をお示ししているところでございます。

まず 1 点目が自治公民館の補助事業でございますけれども、現在、自治公民館に対する補助金のいわゆる規定というものが、清川村さん以外が設定されています。ただし清川村さんの方も補助金交付条例の中で、その他村長が必要と認める事業ということで公民館の建設はやはり重要な事業というようなことで、この条例の中で出しているということで、5 町 2 村につきましてははすべての町村でいわゆる補助金を出しているというようなことです。

ただし、その補助金がかなり格差があるということで、特に朝地町さん大野町さんが手厚い補助をしているということでございまして、まず1点目の自治公民館の補助事業につきましては、新市に引き継ぎますけれども、ただしその内容につきましては合併時までには統一する方向で、ひとつ調整案が出ているところであります。

2番目には新市においてはNPO等市民グループの参加がまちづくりに欠かせないというようなことですので、従いましてNPO等の市民グループの育成を支援していく。そしてパートナーシップを構築しながら共同のまちづくりをする。こうした2つの案をお示ししています。ポイントの説明を終わらせていただきます。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。協議第48号につきまして意見、要望等がございましたら、お受けをしたいと思っております。はい、どうぞ。

浅野 委員（朝地町議会議長）

朝地町の浅野です。ただ今、事務局からのご説明がありましたが、当町は自治公民館に対する助成が手厚いということで、ぜひこれまで通り経緯を踏まえて引き続き取り組んでほしいという要望が出ています。よろしくお願い致します。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。その他ございせんか。はい。

佐伯 委員（大野町長）

大野町でございます。今、朝地町さんから出ましたように、これから地域のコミュニティ、非常に大切になってきます。事務局からも言われた通りでありまして、それで自治公民館の建設費補助が非常に格差があるわけございまして、うちの大野町の通りにはと言いませんが、自治の皆さんががんばって、これなら自治公民館を改築しようか、作ろうかと言えるようなレベルの補助で是非ともお願いしたいという要望でございます。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。続きまして、はい。三重町さん。

生野 委員（三重町議会議長）

三重町からは修正案をお願い致します。の新市においてはNPO等の市民グループとありますが、そこにボランティアという言葉を入れていただきたいということでございます。

その理由としましては、行政、社協そしてまた公民館などが縦割りで進めてきた住民活動、それぞれが連携をとりながら進めていくことが重要であります。そのような中で法人格を持つNPOだけではなく、従来からのボランティア活動の活性化を視野に入れてコミュニティ施策を進める必要がある。

このためにNPO等の中にボランティア活動が含まれておることも理解するが、NPO法人以外のこれまで養ってきたボランティア活動の重要性からを見て、ボランティアという言葉は挿入していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

芦刈会長

はい、朝地町さん、それから大野町さんはそれぞれ要望ということでしたが、三重町から一部挿入修正ということで、の新市においてはNPO、次にボランティアという言葉、挿入をお願いしたいという修正案が出ていますが、いかがでしょうか。

委員

賛成。

芦刈会長

よろしいですか。はい、それでは他にご意見等はございませんでしょうか。

はい、それでは協議第 48 号「その他の事業の取扱い(その 2)」につきまして、ただ今申し上げましたように文言を一部挿入させていただきまして、一部修正ということにいたしまして賛成の方の挙手をお願い致します。

はい、挙手全員でございます。

一部修正ということで決定をさせていただきます。ありがとうございます。

以上で、第 11 回で提案をいたしました協議項目 9 項目につきまして、これで終わりたいと思っています。9 項目のうち 42 号・45 号・47 号・48 号を一部修正ということで決定をさせていただきます。誠にありがとうございます。

ここでちょうど 1 時間経過をいたしましたので、2 時 45 分まで休憩をいたします。

(休 憩)

芦刈会長

新規提案の事項に入りたいと思います。この項目につきましては前提案でありますので、これからそれぞれの項目につきまして事務局の方から説明を申し上げます。

まず、はじめに協議第 50 号「使用量手数料等の取扱い(その 1)」について事務局の方からご説明をお願いします。

事務局(総務部会 佐保)

皆さんお疲れさまです。総務部会担当佐保と申します。よろしくお願い致します。

それでは私の方から協議第 50 号から 52 号まで私の持ち部分になります。この 3 項目についてで、ございますが、これまで幹事会あるいは町村長連絡会で、協議方法ならびに提案方法をそれぞれ協議し確認をいただいたところでございます。

その内容につきましては、この 3 項目については 6 つの部会、すべてにまたがる項目でございます。従いまして統一した調整方針が必要であると、そうした調整方針をもとに協議を行ってきた経過がございます。

作業部会専門部会こういったところで協議を行い、足並みがそろったところで幹事会の方へ提案をして総務部会からいたしました。従って本来でありますとすべての部会がそろって一括提案ということでございますが、今、事務の少しの遅れもございまして、一部調整が遅れております。従いまして、本日は総務、企画、民生、文教、4 部会の分を、(その 1)として提案をさせていただきたいと思っております。そのことを申し上げて説明に入らせていただきたいと思います。

まず協議第 50 号「使用料手数料の取扱い」についてで、ございますが、お手元の資料の 21 ページをお開きください。ここで基本的な考え方を述べています。それぞれ合併町村大野郡 5 町 2 村の間では、同じ目的の施設の使用料あるいは同一種類の事務の手数料が異なっているということがほとんどでございますが、従って協議が必要だということでございますが、この使用料、手数料については条例で定められております。

特に新設合併の場合は料金を変えていくというふうになりますと、当然合併がスタート時点でその料金を変えた条例が整備されているということになります。それ以外でこのままいくということになりますと、それを暫定的に施行していくということになります。ここは条例との絡みということでございます。それからこの使用料、手数料で特に留意しなければならないのは、

やはり住民間の負担の公平、この辺はやっぱり十分確保していくと、住民に不利益にならないようにということを基本として行う必要があるということ、基本的な考え方の中で触れておきたいというふうに思います。

法律的な根拠につきましては、地方自治法 225 条に使用料、227 条に手数料の規定がございます。先進事例についてはそれぞれつけてございますが、大まかな方針を決めている場合と個々の部分を使用料あるいは手数料については、具体的に記載をしている、こういうことが先進事例として 2 通りございます。

大野郡 5 町 2 村は大まかな方向をまず提案方針として掲げていこうということで本日提案を申し上げる次第でございます。

それから使用料についての考え方について少し触れておきたいと思いますが、各町村の施設については、先ほど使用料が違っていると申し上げましたが、それも建った築年度、あるいは設備の内容、あるいは使用頻度等維持管理費が違います。こういったことで、それぞれ町村で料金設定を行っているということでございます。

この差異を合併までの短期間に調整できるのかということになりますと、非常に困難が予想されるわけでありまして。従いまして先進事例では現行通りですという例が一般的でございます。本日までの議論で特に幹事会での議論ではそういう実情が現状ではあるが、同じ主旨の施設あるいは築年度も類似、比較的近い年度に建てられたもの、こういったものについては合併までに統一するべきではないかというご意見もございました。

当然、合併準備室の作業ではこういったことも考慮しながらその作業にあたってまいりますけれども、そういったことをできるものについてはそういったことを行っていくということも含んで提案の文言にしていくわけでございます。

それからその具体的な表についてですけれども、2 ページですが、それぞれ部会ごとにつけております。総務部会が公営駐車場、それから民生部会が葬祭場の使用料以下 12 項目でございます。それから文教部会につきましては、5 ページからそれぞれ施設を表題として掲げておりまして、7 ページからその具体的な中身について触れております。

特に文教部会の方からこれまでの議論の経過でございますけれども、学校施設のもちろん使用料というのがございますけれども、この使用料について徴収しているところと徴収していないところというふうな不公平な面が出ているというのが、部会で話されたということでございます。従って専門部会の中では学校施設の使用料が無料で他の公共施設が有料というのは公平さを欠くという観点から、新市では使用料は徴収する方向で調整するという考え方が報告されているところでございます。

次に手数料についてでございますが、これについては 19 ページに記載させていただいております。19 ページには総務部会の関係のいわゆる税務関係の窓口の手数料ということでございます。それぞれほぼ同一の金額でございますが、その税務関係、手数料の下から 5 行目の部分に、台帳公図等謄写の部分の手数料がそれぞれ横一列に載せておりますが、この部分についてはそれぞれ差異がございます。専門部会の中ではこれは三重町の例に倣うべきであるという意見が集約されたわけでありまして。

さらに下から 2 行目に督促手数料がございますが、100 円のところと 200 円のところがあるわけですが、100 円にしようと確認をされております。

それからその他の手数料についてでございますが、これは役場や関連する公共施設がコピーを設置しておりますが、その料金の徴収を条例規則に基づいて取っているかということですが、緒方町さんにつきましては町立の図書館で、これは施行規則の中で規定をいたしております。他の町村はそれぞれ徴収いたしておりますが、内規でそれぞれ処理していると。予算上では雑入で処理をしているという実情でございます。

専門部会、幹事会の中では、これも新市については条例規則を設けて徴収をするというような考え方が示されております。民生部会については戸籍住民関係あるいは印鑑証

明、狂犬病の関係の手数料ということで 19 ページ 20 ページに載せているところでございます。

以上こういうふうに差異がある使用料、それから当然新市が発足したときには手数料は統一していかなきゃならないという観点に立って、1 ページに使用料、手数料の取扱いについての提案方針を 2 点にわたって整理をいたしております。

1 点目、使用料については原則として現行の通りとする。ただし、新市において住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に考慮し負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について新市において検討する。

手数料については、住民の一体性の確保、負担公平の原則を基本に合併時に統一する。以上、2 点でこの項目を整理いたしております。ご提案を申し上げます。

芦刈会長

はい、ただ今協議第 50 号使用料、手数料の取扱いについて事務局の方から提案説明をしましたが、ご質問等がありますでしょうか。はい。

若松 委員（犬飼町議会議長）

はい、すいません。それでは犬飼町の若松であります。先般提案されました協議事項等々についてはほとんど原案通り認定されたわけで、これは今日、前提案される分でありますけども、私は今この使用料、手数料の取扱い（その 1）についてということで微に入り細に入りご説明を受けまして理解はしております。

しかしながらも、1 点だけ申し上げたいのは合併というのはもう何回も申し上げておりますけど、やはりここにたくさんの傍聴者が来ておる、「合併のことはようわからん。協議はどうなっているのか。合併しよると損するのではないか」ということがほとんどの方がお考えです。早く言うなら、合併は口ではうまいこと言っても、サービスは低下する、負担は高くなるというのは、私は何回も申し上げますけれども、やはりここはですね、使用料と手数料の取り扱いということでありますけども、私は使用料はですね、特に地域間で格差がある。格差があって当然です。格差があってもいいです。

一体性を図るためにも使用料の統一を図る。私はバラバラでいいと思う、これは。早く言えば、極論を言えば、そんなに大野郡 5 町 2 村で全部何の使用料も同じ、これも同じじゃ、これは違うと思う。地域の事情、特性、先ほど申し上げたでしょう。地域の特性もある事情もあるそういうようなこともあるのですから、私は今ある現状を、ここにも書いてあるように、急激な変化、これは極力避けていただきたい。

事務局からそういう説明がありましたので申し上げることはないのですが、これはね、非常に重要なことです。100 円、500 円小さいことかもしれんけども、やはり今までは 1 時間使って 200 円だった、合併したら 300 円になっちゃった。一番地域住民の方がピンとくる一番重要な問題です。だからその点についてはここにおられる協議会の委員の人が、皆さんがこれから先も行政に携わっていくわけですから、新市になってもこれは基本的にやはり使用料等々については地域にばらつきがあってもいい。できるだけ、極力、抑えようじゃないかというような考えを持っていただきたいというのが第 1 点。

まあ手数料についてはね、先ほどの事務局の説明通りです。そりゃそうじゃ、犬飼で印鑑証明取れば 300 円、三重の方に来れば 500 円といえば大きなおおごとになる。だからそういうふうなことは当然統一を図るのはもちろんです。公平性の点からも、ですからその 2 点について、この点については重要なことでもありますので、前提案でありますけれども、今から各町村でいろいろと検討されますけれども、地域住民が安心して「ああ合併してよかったなあ」というようなまちづくりにですね、皆で一致団結して励まれるような、この使用料と手数料の取扱いについてはお願い申し上げ、前提案でございますが、いらんこと言うなというかもしれんけど、特にお願いをいたしまして私の意見と

いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。その他質問はございませんか。よろじますか。今の犬飼町議長さんの意見に何かありますか。事務局。はい、それでは協議第 51 号「公共的団体等の取扱い（その 1）」について、を事務局の方からご説明をお願いします。

事務局（総務部会 佐保）

続きまして公共的団体等の取扱い（その 1）について、をご説明させていただきたいと思えます。

これも基本的な考え方を 3 ページの方に整理をいたしております。そこをお開きいただきたいと思えます。その冒頭に書いておりますけれども、合併市町村の区域にいつまでも従来の市町村単位の各種の公的団体が存在することは、合併市町村の一体性の早期確立から好ましいことではないということを書いていきます。

合併特例法の中でも合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立をすること、その目的に立って整理統合に努めなければならないという努力義務を定められているところであります。

ここでは公共的団体についてどういうものかということを書いておりますが、ここの文面読んでいきますと、地方自治法第 157 条の公共的団体等と同様で、農協、森林組合、その他の協同組合、商工会議、青年会議所等の青年団、婦人会等の文化事業団など公共的活動を営むものはすべて含まれて、法人格を持つかどうかは問わないものとされているということで、ほとんどこの公共的団体に属しているというような解釈ができます。

それから特例法の中ではそれぞれの区域内の統一化に向けた総合調整をすることも、地方公共団体の長とすれば、その役割も義務付けられているということでございます。

それから根拠法令では、その下、自治法と特例法の整理をいたしております。商工会ならびに商工会議所の取扱い部分もそこで 2 つ整理をいたしておりますが、産業部会は次回出てまいりますので、そこでご説明申し上げたいと思えます。社会福祉協議会の関係を 3 ページ右の方に整理をいたしております。

以上のような考え方でどういうふうに整理をしていくか、その方針をカッコ書きで示しております。そこを少し読み上げますと、7 町村にはそれぞれ多数の公共的団体が存在すると。その中では、類似した団体もあれば各町村独自の団体もございまして。類似している団体についても、名称や活動内容など細かい部分については違いがあると。一元化に向けて法人については登記の変更等の手続きも必要になってくると。非法人についても規約や活動内容等の変更や調整もしなければならない。こういったことが前提としてございまして。そこで公共的団体は次の通り整理する。ということで市町村が管理している団体いわゆる補助金を交付している。あるいは人的な支援をしているこの団体をまず 1 点として触れております。

それから 2 点目として、法令に基づいて組織されている団体、それから 3 点目に市町村の事業について大きく関与している団体ということで、この 3 点で公的団体の整理をいたしております。ただし他の協定項目、この項目ではなくて、他の合併協定項目の中で出てくる団体についてはこの欄では計上いたしてございません。それについては社会福祉協議会、土地開発公社、農林業公社、地域振興公社、観光公社こういった団体を指すわけでございます。

あわせて今、申し上げましたように、この法律に照らしたときに、公的団体の位置付けというのは限りなく広がっていくという性格のものですから、主な団体のみ一覧表に記載をして 2 ページの方に整理をさせていただいているところです。2 ページの方に総

務会、それから民生部会、文教部会ということで団体の整理をいたしておりますが、これにつきましては、団体数が非常に多いということで主な団体のみ、これは例示ということで記載をいたしております。

それから団体の頭に 印がついている団体がありますが、三重町で言えば6番の自衛隊父兄会、そういったものでございますけども、これについては団体は存在しておりますが、町村の予算措置、これがされてないものについて、これは区分をいたしております。町村の予算措置につきましては、15年の当初予算の計上額で整理をいたしております。

以上がこういう考え方で公共的団体をどういうふうに調整をしていくのかということで、1ページの方に提案方針を示しております。読み上げます。

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの団体の実績を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。

- (1) 大野郡5町2村または複数町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 大野郡5町2村で独自の目的をもった団体は、現行の通りとする。

独自の目的をもった団体につきましては、法令に基づき組織されている団体とか、あるいは地域の特性で組織されている団体ということで解釈をお願いしたいと思います。以上、ご提案を申し上げます。

芦刈会長

はい、協議第51号につきまして説明申し上げましたが、何か質問等がございますか。

委員

ありません。

芦刈会長

よろございますか。

委員

はい。

芦刈会長

続きまして、協議第52号「補助金、交付金等の取扱い(その1)」について、事務局、説明をお願いします。

事務局(総務部会 佐保)

続きまして、補助金、交付金等の取扱いについて説明をいたします。9ページをお開きいただきたいと思います。9ページには基本的な考え方を整理致しております。

市町村合併の際には、合併関係市町村が従来行ってきた補助制度の内容について、これから建設していく市町村の振興にどのように役立っていくのか、あるいは新しい市町村の財政状況はどうなるのか、合併協議会の際に、合併関係市町村が十分にその検討を行っていくことが大事だということで、まず記載をいたしております。

そこでこの補助金、交付金等の取扱いの一般的な取扱いの例ということで、その下アンダーラインを引いておりますけれども、合併を機会にひとつは補助金、または補助制度を整理統合していくということ、それからその際に公益上の必要性を失ったもの、あ

るいは団体として目的を達したものの、こういったものは廃止していくということが必要だということ。

それから必要がある場合についても、複数の合併市町村で同一または同種の団体、または事業に対し補助している場合には、補助または補助制度、こういったものを統一していくということ。

それから合併関係町村でそれぞれ特殊事情によって補助しているもの、こういったものは、合併の市町村全体の均衡を考えて調整をすることが考えられるということで、まずここが大前提になっていくのかなと思っています。

これまで補助金、交付金の取扱いにつきましては、幹事会、町村長連絡会等で、特に町村の単独事業について、その調整方針をどうするのかという議論をしてまいりました。結果として、一旦合併をするときにはそれぞれの町村の法人化が消滅し、さらに条例規則の方も失効するという場面もございますが、合併時に一旦廃止して、新市において、新たにその制度を作っていくという方針が、決定をされたところでございます。

その中では、廃止しっぱなしということではありませんで、本当に新市においてもその地域、あるいは新市全体を均衡にみた時に必要な制度については、新市の方でそれを検討してチェックをしてもっていくとこういうことも中には含まれております。そういったことをこれまでの議論の中で文言の部分を整理していくということで、確認をされていますので、あわせてご報告を申し上げたいと思います。

その部分については事業絡みの部分が多いと思いますが、すべて今それぞれの部会で具体的なそれぞれ個々の事業についての調整を行っていますが、その部分で生かされているところであります。

それでは、ここの補助金、交付金の欄ではどういったものをあげて、どういうふうに整備をしていくかという話になりますが、それは9ページの先ほど申し上げました基本的な考え方の中に整理をいたしております。本協定項目で取り扱う補助金は、ひとつは上部団体に関する負担金、それ以外の町村独自のいわゆる団体運営補助金の2つに区分をするということであります。

上部団体については国レベル、県レベル、豊肥レベル、大野郡レベルとそれぞれございます。個々の部分ということで、特にこの上部団体についてはまだその団体がどうなっていくのかということは、国、県から具体的な指示がありません。従って、新市になってその指示を受けながら、調整をしていくことになろうかなと思います。それから先ほど申し上げましたように事業費の補助については、それぞれの協定項目で取り扱うということでございます。その他根拠の法令や先進事例については9ページ10ページの方で触れております。

具体的に中身につきましては2ページの方から触れておりますが、2ページから6ページまでが今申し上げました上部団体に対する負担金ということでございます。この中身につきましては、15年の当初予算に計上された団体を整理をいたしております。それから7ページからそれぞれ上部団体以外の町村団体ということで、主に団体運営補助という形で整理をさせていただいております。

この中でまちづくり委員会のときに少し団体の状況が分かりにくい部分があるかと思っておりますから、少しだけ補足を致しておきたいと思っております。7ページの総務部会16番の下の原水路管理組合、犬飼町さんであります。これについては団体の実情はこういう水路の管理組合があると。そして町とすれば消防水路として負担金を出していると。町とそしてその組合の合算額で運営を、委託はシルバーの方にしているということでございます。

それから企画部会の方も三重町さんの菅生地区活性化補助金、4番目に記載をされておりますが、これについてはJRの切符販売に対する助成金ということであります。それから緒方町さんであります。ふるさと先人顕彰事業、これにつきましては40万円とい

うことで計上されておりますが、これは、ひとつは徳田白楊顕彰会というものがござい
ますが、それに 20 万円、それから緒方三郎惟栄剣道大会に 20 万円、助成をしていると
いうことでございます。

それから民生部会の 4 番、大野町さんのこんにちは会というのがござい
ますが、この団体については 70 歳以上の独居老人の会に出している補助金ということ
であります。それから同じく民生部会 5 番の犬飼町さん、犬飼町竹友会という組織
でございますけども、これは老人軽作業を使って、主に竹細工を生きがいづくりと
して、行っているということでございます。

それから次のページ 8 ページの 6 番でございます。菊愛会というのが緒方町
さん
でございます。これについては老人ホームの中にある組織で菊作りに励んで、生き
がい対策のためにやられている組織ということでございます。

それから 17 番の三重町さんと千歳村さんでございます。愛育班については健康
づくりの地域組織ということで、国レベルの組織ということ
であります。以上の部分を補足として説明をさせていただきました。

冒頭 1 ページの方針の方を提案させていただきたいと思
います。3 点にわたって整理をいたしております。

- 1、大野郡 5 町 2 村は複数町村で、同一または同種の補助金は、合併時に統一する方向で調整する。
- 2、大野郡 5 町 2 村で独自の補助金等は、原則として合併時に廃止し、必要なものについては、新市において調整する。
- 3、上部団体の負担金は新市において調整する。

以上、3 点にわたって補助金、交付金等の取扱いについてご提案を申し上げます。よろしく
お願い致します。

芦刈会長

はい、協議第 52 号についてご説明をいたしました
が、ご質問等がござい
ますか。よろしく
お願い致します。はい、どうぞ。

若松 委員（犬飼町議会議長）

これは合併協議会の中で非常に重要な問題なの
ですよね。補助金、負担金の取扱いについて
ということ
で文言は簡単な
のですけども、これは、私は非常に住民生活に密着した、大変重要な問題だと私は認識
しております。

前提案でございますので、どちらにいたしましても各町村持ち帰って執行部は執行部、
議会は議会、まちづくり委員会さんはまちづくり委員会さんで十二分に検討され、また
次回の協議会で調整が行われ修正等々が行われますけれども、私は基本的にですね、この
問題についても、やはり 7 カ町村民の方が合併によって損したなあとということの無い
ように、それぞれ犬飼は犬飼、三重は三重、緒方は緒方、野津は野津、野津は入ってま
せんけども、（一同笑）そういうふうな地域の特性、事業、実情というものを考案、勘
案されて、いつも申しておりますように、私ども小さな声、声無き声の代弁者ですから、
特に議会、特に執行部の方、まちづくり委員会さんもそうでしょうけれども、このよう
なことを踏まえて私はこの問題についてはすべて補助金を廃止すると。これはもう合併
だからしょうがありませんけども、やはり新市の方でもきめの細かな、効果的な、先ほ
ど申したような、下の原水路等々については犬飼の実情を申しますと、あれも消防水利
として、非常に町部も、今、商店街もさびれていますけども、町部の非常に重要な消防
水利でございますので、そのような実情がありますから、その辺を踏まえて、十二分に、
各町村の委員さん、また議会の方にもお願いをして協議をしていただきたいなど。特に
特に、お願いばかりで悪いのですけども、あいつは年中お願いじゃねえかといわれる

けども、まあ修正よりいいと思う。ひとつ聞いていただいて、よろしくお願ひしたい。特に申し上げておきます。以上であります。

芦刈会長

その他質問等はございませんでしょうか、よろしゅうございますか。はい、続きまして協議第 53 号「高齢者福祉事業の取扱い」について説明をお願いします。

事務局（総務部会 佐保）

ちょっと一点、総務部会でございますけども、提案の 1 ページの文言でございますけども、ちょっと修正がございます。大変恐縮でございますけども、修正をいただきたいと思ひます。表題が補助金、負担金等の取扱いとなっておりますが、補助金、交付金でございます。大変失礼しました。お詫びを申し上げます。その 2 段目も交付金、下のかっこの方も交付金ということでご訂正お願ひしたいと思ひます。またのちほど修正版をお配りさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。はい、協議第 53 号「高齢者福祉事業の取扱い」について説明をお願いします。

事務局（民生部会 池永）

民生部会担当の池永です。私の方から協定項目 32 号、高齢者福祉事業の取扱いについてご説明させていただきます。

まず 2 ページの上段をご覧ください。小項目 1 の高齢者福祉計画でありますが、各町村に介護保険事業計画と一体となった老人保健福祉計画がありまして、平成 15 年から平成 19 年度の 5 力年計画であります。3 年ごとに介護保険料の見直しにあわせ、平成 17 年度に老人保健福祉計画の見直しがあると予想されます。そのために新市発足後に介護保険事業計画の見直しにあわせ、新市の高齢者福祉計画の策定を行う必要があると思われまふ。

続きまして小項目 2 の敬老事業、単独事業であります。現在さまざまな取り組みが各町村で行われています。当然ながら新市においては統一した取り組みで行う必要があります。そのため合併までに調整する必要があります。

小項目 3 の高齢者の生活支援対策についてであります。各町村で高齢者が要介護や虚弱な状態になつても、できるかぎり自宅での生活が維持できるように日常生活上の支援を行っているところであります。国・県制度に基づいているものが多いのですが、配食サービスにおける単独分と、3 ページの(3)の平成 16 年度より高齢者生きがい活動支援通所事業が単独事業となっております。また利用に伴う自己負担額に差異がございますので、合併前に調整する必要があると思われまふ。

小項目 4 の高齢者の介護予防対策についてであります。各町村で高齢者ができる限り寝たきりなど要介護状態に陥ることなく、老後生活を送れるよう支援を行っているところであります。国・県制度に基づいて実施されています。他でも言えることではありますが、国・県制度とは、基づいておりますが、一部の町村で実施しているものについては、新市での実施事業、内容について合併までに調整する必要があると思われまふ。

小項目 5 の家族介護の支援対策についてであります。各町村で高齢者を介護している家族を対象に事業を実施し、家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図っているところであります。国・県制度に基づいているもののうち、4 ページの家族介護用品の支給と家族介護医療事業にみられますように、対象範囲、支給額等に差異があります。また介護手当支給事業について、単独事業である寝たきりの方を介護している方を対象

にした手当て制度として整理をしております。

小項目6のその他の高齢者対策事業についても5ページの(7)高齢者の住宅対策まで国・県制度に基づき、それぞれの町村で充実が図られています。6ページであります。(8)の老人福祉電話等設置事業、単独事業であります。全町村で実施されていません。

医療費助成、見舞金のはりきゅう治療費支給事業については、年齢、回数等に差異がございます。老人医療費助成についてであります。緒方町と大野町で実施されていません。大野町におきましては同和対策事業としての取り組みが行われ、成り立ちや歴史的経緯がありますので、町村の現状を考慮していく必要があります。

老人等見舞金支給事業については朝地町、千歳村で実施されています。介護サービス利用者支援事業については国・県制度に基づき、各町村とも実施されておりますが、単独事業として、朝地町が介護保険のサービスの利用者負担に対する助成事業を実施しています。その他の事業としまして各町村で独自の対策を講じているところでございます。

7ページをご覧ください。高齢者福祉の推進についてということで、老人クラブ、シルバー人材センター(3)で高齢者福祉施設等の状況を掲載しております。

福祉施設については、各町村さまざまな取り組みの中、事業実施しているところであります。その中で留意点としまして、在宅介護支援センターについては基幹型と地域型があり、それぞれの形態で運営をされておりますが、基幹型については10万人に1カ所という国の基準が示されている中、合併までに調整する必要があります。ほとんどの町村が社協に委託している現状でありますので、社協との連絡調整を密にする必要があります。また各施設でその事業内容、運営方法等に差異がございますので、調整検討する必要があります。

以上のことから調整の具体的内容としまして1ページをお開きください。5点に絞って調整内容としております。

- 1、高齢者福祉計画については、介護保険事業計画の見直しにあわせ、新市において策定する。
- 2、国または県の制度に基づき全町村で実施している事業については、新市において引き続き実施する。ただし、内容利用料等に差異のあるものについては合併までに調整する。
- 3、国または県の制度に基づき、一部の町村で実施している事業については、実施事業、内容について合併までに調整する。
- 4、各町村が独自に実施している制度または事業については、地域性と地域間の均衡に考慮しつつ、合併までに調整する。
- 5、福祉施設等については、新市に引き継ぎ、その事業内容、運営方法等は、合併までに調整する。

以上高齢者福祉事業の取扱いについて説明させていただきました。ご協議をお願いします。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。協議第53号につきまして説明を申し上げましたが、何か質問等がございますか。はい、どうぞ。

若松 委員(犬飼町議会議長)

先ほどの説明の中で、社会福祉協議会がほとんどの高齢者ならびに福祉の充実に発展ということについて、各町村とも全面的にやっておるといような説明が少しありましたけれども、社会福祉協議会の合併等々についても今から論議をされると思いますので、その点についても、非常に重要な問題でございますので、説明ができれば説明をしていただきたい。このように思っておりますが、どうぞよろしくお願い致します。

芦刈会長

はい、質問でございますか。

若松 委員（犬飼町議会議長）

はい、質問です。

事務局（民生部会 池永）

先ほど言いましたように、社会福祉協議会との連携を密にするということでありまして、明日であります、社協との専門委員会を開きまして、その中で連携を密に図っていききたいと、それが第1回目でございます。この次の協議会でありまして、4月8日のほうですね、提案として社会福祉協議会の取扱いということでも申し上げたいと思います。

芦刈会長

よろしいですか。

若松 委員（犬飼町議会議長）

はい、大体私も理解しました。この問題についても、今、大野郡では過疎少子高齢化がいよいよ進行し、特に高齢者福祉充実発展ということについては、非常に政治も行政も第一の目的と思われま。

また民間の老人いろいろな施設があるところないところ、社会福祉協議会が前面に出てやっておる町村、やってない町村、いろいろあると思いますが、やはり基本は年寄りに優しい、安全で安心して暮らせるなあというような合併で、ぜひとも皆さん方が、この問題についてお持ち帰り協議し、また十二分に協議して、大野郡民の皆さんが安心して、ああ合併してよかったと言われるような協議を特にお願ひ致します。以上であります。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。それでは協議第54号「その他の福祉事業の取扱い」について、事務局、説明をお願いします。

事務局（民生部会 池永）

引き続きまして、民生部会の池永です。協定項目38号その他の福祉事業の取扱いについて、提案の内容を説明させていただきます。

まず2ページ上段をご覧ください。小項目1の民生委員児童委員協議会についてであります。民生委員は民生委員法によって設置が定められ、児童委員は児童福祉法によって定められております。その委員は市町村に設置された民生委員推薦会により選考され、県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱するものであります。次期の改選は平成16年12月に予定されております。合併時は、在任委員に継続してやってもらうことが適当であると思います。委員の活動費の国・県制度については、差異はございません。町村独自の支給分として報酬及び費用弁償、活動補助金等に差異がございます。独自の支給分や協議会のあり方につきましては、合併までに調整しておく必要があると思われま。

続きまして小項目2の災害救助であります。災害救助は国・県制度については各町村統一されており、単独事業として災害見舞金、災害見舞金募金があり、それぞれに差異はございます。合併までに調整が必要であると思われま。

小項目3の戦没者追悼式についてであります。各町村それぞれ開催されておりますが、新市においても継続して行う必要があると思われま。しかし、開催時期や開催場

所開催数等合併までに調整する必要があると思います。

小項目4のその他の事業であります。清川村、緒方町において医療機関と無医地区間の患者輸送に対して、県の補助制度があります。へき地患者輸送経費補助事業がございます。

千歳村については社協に委託して高齢者や障害者、母子寡婦による福祉健康体育祭が開催されているところであります。へき地患者輸送経費補助についてですが、平成16年度、清川村についても運行形態をコミュニティバスを利用する予定であります。コミュニティバスについては、新市において運行全般にわたり調整していくことが確認されていることも踏まえ、新市において調整していくことが必要であると思います。

以上のことを踏まえまして、調整の具体的な内容としまして、1ページ目でございますが、4点にまとめております。

- 1、民生委員、児童委員については、合併時の在任委員は新市に引き継ぐ。ただし、民生委員児童委員協議会のあり方等については、合併までに調整する。
- 2、災害救助については、国または県の制度に基づき実施している事業については、新市において引き続き実施する。ただし、単独事業については合併までに調整する。
- 3、戦没者追悼式については、新市において引き続き実施する。ただし、開催時期、開催場所等は、合併までに調整する。
- 4、その他の事業については、新市において調整する。

以上、その他の福祉事業の取扱いについて、提案の内容を説明させていただきました。

芦刈会長

はい、協議第54号につきましてご説明をいたしました。何かご質問等がございますか。

衛藤 委員（清川村新市まちづくり委員長）

私は現職の民生委員であります。一昨年ですか、法律が改正されまして、民生委員は無報酬にするというふうに法律で決まっております。従って、ここ報酬という文字が出ておりますが、これは間違いですね。訂正をしてください。それで、この費用は活動費、調査費とか車のガソリン代とかそういうものが若干支給されておるだけで、民生委員は全国一斉無報酬、そういうことになっておりますので、認識を改めてもらいたいと思います。

また活動費補助金とかなっていますが、これもほとんど費用弁償、そういう意味合いのものでありますから、そのようにご理解いただきたいと思います。

それから民生委員は今年11月が任期でありまして、12月一斉改選であります。従って来年の4月でありますので、全員引き継ぐということになると思いますけれども、民生委員の現在の業務から考えて、数を減らすというのは到底私どもの立場では容認できません。

従ってそんなことも委員の皆さんにご理解いただいた上で民生委員活動にご理解、ご協力を賜りたい。そういう意味で原案を作っていたきたい。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。事務局、答えてください。

事務局（民生部会 池永）

各町村の7カ町村あるわけですから、その中で担当課長なり社協のほうに連絡調整しまして活動費なり、費用弁償の調査を実施しております。その中で報酬ということであたってきてこちらの方で整理はしております。

あと国・県の補助金については各町村差異はございませんが、単独事業としましてそ

れぞれ町村で差異がございます。

倉原事務局次長

資料の件でございますが、今、委員さんがご指摘のございました部分につきまして、いま一度、専門部会に確認させまして修正箇所が出ますれば、この資料を明日でも差し替えて各町村にお配りしたいと思っておりますので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

芦刈会長

そういうことでよろしゅうございますか。はい。

衛藤 委員（清川村新市まちづくり委員長）

以前の法律は、民生委員は名誉職と書いてあります。それが現在の社会情勢ではやっぱり名誉職でこのニーズはものすごく増えておるわけで、名誉職ということだと、してもしなくてもいいということになる。それではやっぱり困るわけで、やっぱり民生委員という芳名委員から始まって80数年の歴史があるわけで、非常に各委員とも困難のなかで活動しておるわけです。従って、これは法律で無報酬とするというふうに明記されておりますから、そこはひとつお調べいただきたいと思います。

芦刈会長

はい、ありがとうございます。はい、最後、倉原次長の説明でご理解をいただきたいと思います。他にございませんか、よろしいですか。はい、それでは続きまして、協議第55号「農林水産事業の取扱い」について説明をお願いします。

事務局（産業部会 衛藤）

産業部会を担当しております、衛藤と申します。本日は協定項目第41-1号「農林水産業の取扱い（その1）」としまして、林業及び畜産関係事業について提案させていただきます。その中で国・県事業におきましては、各町村とも林業畜産それぞれたくさんの事業を行っておりますが、新市においても必要であれば、当然実施していく事業ですから、今回は各町村の単独事業についてのみ提案させていただきます。

資料の2ページをご覧ください。小項目の有害鳥獣事業についてであります。三重町及び緒方町については、電気柵及び防護ネットの補助等を行っており、緒方町、朝地町、大野町、千歳村におきましては、有害鳥獣駆除員の傷害保険料を補助しております。

電気柵等の補助につきましては、大野郡の状況が中山間地域であることや森林率が高いなどの理由により、イノシシや鹿などの被害が多いため、県の予算の配分では住民の要望に応えきれないという理由によるものでございます。また駆除員の傷害保険料については有害鳥獣駆除員の許可権限が、市町村長に県から権限委譲されたため、町村の責任において駆除員の安全に配慮することが必要となったためであります。

町村有林の手入れ事業や台帳整理等について、現在、三重町、緒方町、朝地町、大野町、千歳村で町村有林の手入れを行っており、清川村におきましては、村有林の監視員を配置しております。また大野町におきましては、町有林台帳整備や、台帳の管理委託を行っております。これらの事業につきましては新市の財産を守っていく上でも必要な事業であると考えられます。

続きまして、林道及び作業道整備関係事業について説明いたします。現在、各町村で、各種の林道及び作業道関係の新設及び維持管理、補修に対する事業が行われておりますが、内容については差異がありますので、合併までに統一する必要があります。事業の必要性につきましては、森林の機能保全や付加価値を高めることと、作業効率の向上があげ

られます。

続きまして椎茸関係事業について説明します。椎茸の種駒に対する補助につきましては各町村とも実施しておりますが、補助基準等に差異がございます。また現在緒方町のみが椎茸原木に対する病害虫対策事業として、薬剤費の補助を行っていますが、近年椎茸に対しても、無農薬栽培が問われる状況にあることと、他の町村が事業を廃止していることなどから、新市においてこの事業を実施することは適当でないと考えます。

続きまして資料の3ページをご覧ください。畜産関係事業の取扱いについて説明いたします。育種組合関係について現在、朝地町と緒方町で、育種改良組合を作っております。この組織は、昭和54年に県内で作られた4つの組合のひとつであり、現在までに育種改良に取り組み、現在の銘柄の定着等に貢献してまいりました。具体的には、先進地での研修や朝地町または緒方で種牛の候補がでた場合に、現地検討会等を行っています。

次に導入関係事業について説明します。各町村とも基礎牛や、乳用牛導入事業に取り組み、産地形成や高品質の牛を生産するための事業を推進しておりますが、事業内容については差異がありますので、統一を図る必要があります。

続きまして、4ページをご覧ください。畜産品評会関係ですが、畜産品評会の補助につきましても、内容に差異がありますので、統一を図る必要があります。品評会に出品するための補助ではありますが、生産者の生産意欲の向上や県の共進会等に出品する際の補助として必要であると考えます。

畜舎等整備事業について説明します。この事業は現在、三重町及び朝地町が実施しています。三重町の事業は県や国の事業対象外の小規模飼育農家に対する補助であり、朝地町については、多頭飼育農家に対する県の補助事業に対する上乗せであります。片や畜産業の裾野を広げていく事業であり、片や企業的な農家の育成評価につながる事業でありますので、事業内容の整備統合を図る必要があると考えられます。

次に衛生対策関係事業及び飼料関係事業について説明いたします。衛生対策関係事業につきましては、朝地町において報告された牛に対してダニ駆除を行う際の薬剤費補助であります。現在、通年にわたり報告を行っているのは朝地町だけですが、今後は新市においても、上質かつ安全な牛の生産及び多頭飼育の際の省力化を考えた場合、必要な事業であると考えられます。飼料関係事業におきましても、安全面等から考えて自給飼料の増産は、重要なことであると考えられます。

次にBSE関係事業でございますが、現在、朝地町と犬飼町でBSEの影響による生産農家に対する資金の貸付を行うものであります。この事業につきましては基金を設立し、運営を行っています。内容に差異がありますが、現在、貸付を受けている農家がありますので、現在の制度を新市に引き継ぎ、調整する必要があると考えられます。

続きまして雌雄牛造成関係事業であります。事業の内容は、県が指定した種牛候補の種付けを行った場合、子牛を県の畜産試験場が買い上げる制度について、緒方町内でも血統のいい牛ができる可能性を増やすために、町独自で、県の事業とは別に種付けを促進する事業です。新市としても育種改良に積極的に取り組んでいくことが必要であり、生産者の生産意欲向上を図るためにも、大切な事業であると考えられます。

続きまして見舞金関係事業ですが、この事業は現在、千歳村のみが行っており、子牛の死亡や奇形児に対する見舞金を支給する事業であります。この事業につきましては各種共済制度も整備されておりますので、廃止する方向で考えております。

資料の5ページをご覧ください。参考資料としまして、林業及び畜産関係事業の提案趣旨と先進事例を掲載しておりますので、のちほどご覧いただきたいと思っております。

そしてその他の林業及び畜産に関する補助事業につきましては、冒頭説明しました通り、国や県の補助要項によるものでございますので、協議の対象とはいたしておりません。国・県の事業につきましては、資料の6、7ページに事業の一覧表を載せておりますので、これにつきましても、のちほどご覧いただきたいと思っております。

それでは1ページに返っていただきまして、農林水産事業の取扱い(その1)としまして、

1、林業関係事業の取扱いについて

(1) 有害鳥獣関係について、町有林関係事業、林道及び作業道関係整備事業、種駒助成事業については、合併時に統一する。

(2) 椎茸原木に対する病虫害防除の薬剤費補助事業については、廃止する。

2、畜産関係事業の取扱いについて

(1) 育種組合関係事業及びBSE関係事業については、新市に引き継ぐ。

(2) 導入関係事業、畜産品評会関係事業及び畜舎等整備事業については、合併時に統一する。

(3) 衛生対策関係事業、飼料関係及び種雄牛造成関係事業については、新市において調整する。

(4) 見舞金関係事業については、合併時に廃止する。

以上、提案します。

芦刈会長

はい、協議第55号につきまして提案説明を申し上げましたが、ご質問等がございますか。はい、どうぞ。

若松 委員(犬飼町議会議長)

農林水産事業の取扱い(その1)についてということで、前提案があったわけですが、これは大野郡5町2村の基幹産業は農業ですよね、特に今は林業また畜産を取り巻く状況、環境というものは大変厳しゅうございます。

そのような時に前提案の内容を見ますとね、林業関係事業の取扱いについて、畜産関係事業の取扱いについてということで、BSEのことなどずっと列記されていますけれども、もう少しインパクトのあるような、基幹産業の農業ですから、ひとつ大野郡の牛を松坂牛とまでいきませんが、銘柄の確立を図ろうじゃないか、ブランドの確立をしようじゃないかというような、私はですね、当然これだけの大人数で協議するのですから、まあ事務局の方も大変でしょうけども、まあひとつそのような方向で、今こそ畜産、それから椎茸等々については大野郡の代表的な農産物になるわけだから、私が今言ったように、ブランドの確立、豊後大野牛になるか何になるか分からんけれども、新市の名前が決定すれば、ひとつそのような方向で、十二分に検討していただきたいし、各町村持ち帰ってそのようなことまで論議していただきたいなあ。そして夢と希望のある田舎らしい新市作りですね。田舎らしい、皆さんが楽しく夢と希望のあるような農業ができるなあというようなことを、この項目では私は(その1)ですから、第一番目にそりゃあ立っていただきたいなあ、特にお願いを申し上げます。以上です。

事務局(産業部会 和田)

それでは今の質問に対してお答えします。産業部会の和田でございます。今の質問の趣旨に関してはもっともなことだと思います。ただ、今回協議に出されているのは単純に事業についてのみということで、こういうふうな提案を行っております。今、ご質問のあった畜産の振興、林業の振興そういう面につきましては、今、計画を作っております新市の建設計画の中に列記をしておりますので、今回単純に事業だけということで、このような表現でご理解いただきたいと思います。

若松 委員(犬飼町議会議長)

はい、十二分に理解します。ありがとうございました。

芦刈会長

はい、その他質問、はいどうぞ。

衛藤 委員（清川村新市まちづくり委員長）

畜産のことで、専門家もおられますけれど、農業者が高齢化しましたが、高齢者は無理ですけれども、私くらいの年齢ですとやはり、育用牛の飼育というのは、やることができるわけです。きわめて今、若松議長さんが言われるように重要な、それで各種助成について要望したいわけですが、7町村の平均というようなことで助成についても政策を考えないでもらいたい。

ちょっと話が変わりますが、朝地町、緒方町の育種改良組合、やはり国内でも高く評価されるような成果を上げているわけです。これをさらに続けていく必要があります。従ってこの5町2村の問題だけでなく、豊後牛全体の問題として、この各種助成が各町村行われておりますけれども、これを足して2で割るといような案は作らないでもらいたい。これまでに効果のあったものは、続けてこういうことを要望しておきたいと思えます。

そしてついでに（その2）が出た時にお話ししようと考えておりましたが、ついでに申し上げますが、やはり事務局の方に立ち入って専門的な分野にわたって記述をするということは専門職の方がいないわけですから、無理も無いというふうにも思えます。しかし、それでは大野郡の主幹産業であります農林業を新しい自治体が活気あるものにするというのにはならないと思えます。従って、私は現職百姓をしていますけれども、他県の先進地との交流をだいぶもっておりますけれども、やっぱり行政も農協の方の素晴らしい陣容で取り組まれているのを見ております。

そういうところに早く追いつかないと、この広大な農地を持っておる大野郡の農業は、高齢化、高齢化、過疎、過疎とそういうことでどんどん後退するということが考えられます。私たちの責任でこれは何とか現状維持じゃなくともっともっと売り上げる大野郡の農業を作りたい。

そのように私は考え熱望して、従って次回（その2）が出ました時に、さらに具体的に意見を申し上げたいと思えますけれども、農林事業につきまして格段の対策をとるような案をお作りいただきたい、要望いたします。

芦刈会長

はい、次回その2についての要望というふうに承ります。その他質問はありませんか。はい、どうぞ。

森 委員（朝地町新市まちづくり委員長）

先ほどから若松委員さん衛藤委員さんから意見が出ております。その通りだと思えますが、それを事業主体になるような、畜産振興会なり椎茸振興会であると思えます。その振興会を市になってどういう位置付けにし、どういう組織作りをするのか、（その2）で出るのか分かりませんが、前もってそこら辺の振興会の新市においてのそれぞれ今までは振興会が主体になって畜産なり椎茸なり各種農業をここまで取り組んで発展させてきたと思えますので、そこら辺を踏まえて、（その2）で提案があるのか分かりませんが、必ずそこら辺をしっかりと事務局提案をしてほしいというふうに要望しておきたいと思えます。以上です。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。他にございませんか。続きまして協議第56号「学校教育事業の取扱い（その3）」について、事務局の方から提案説明をお願いします。

事務局（文教部会 佐藤）

文教部会の佐藤です。私の方から協議第 56 号協定項目第 46 号の 3「学校教育事業の取扱い（その 3）」について説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

資料の 1 ページをご覧ください。学校教育事業の取扱い（その 3）として 8 項目あります。1 項目ごとに説明をさせていただきます。

最初に、公立幼稚園についてです。資料の 3 ページをお開きください。ここに根拠法令及び先進事例を記載いたしております。学校教育法第 77 条、幼稚園は幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とされ、第 78 条に 5 項目目標があり、目的達成のために目標達成に努めなければならないとされております。

2 ページをお開きください。現在 5 町 2 村内で公立幼稚園が設置されているのは 4 町村ありますが、ご覧になって分かると思いますが、入園料授業料等に差異がございます。その差異がある部分についてどのような取扱いをするかということ、専門部会、教育長会で、協議を行いました。その中で、新市では授業料等に差異があるまま行くと、負担の公平さを考えた場合に不公平が生じるのではないかと、金額を統一したほうが望ましいのではないかとという案が出され、新市では入園料、授業料については統一した金額で実施するという話になりました。よって右上に記載していますように、公立幼稚園については現行の通り新市に引き継ぐ。ただし、入園料、授業料については合併時に統一するとの案を提案します。

次に通学補助ですが、資料の 4 ページをお開きください。通学補助につきましては、保護者の通学費軽減を図り、義務教育の円滑な運営を資することを目的とされております。5 町 2 村とも独自に基準を設けて実施しているところですが、その独自の補助基準をどのように取り扱うかというのを専門部会等で協議を行いました。

その中で新市ではある程度統一した基準で実施するのが望ましいのではないかとこの意見もありましたが、この通学補助を行うにあたっては、統合時の条件等があり、統一するのは大変難しいと、現行で通学区域の見直しをする時にあわせて行うのが良いのではないかとこの話になりました。またその他の補助といたしまして、大野町さんで実施をいたしています、ヘルメット補助については合併時に廃止をするというふうになりました。よってその右に記載してありますように、通学補助については現行の通り新市に引き継ぎ、新市において通学区域等も参考に検討する。ただし、ヘルメット補助については廃止をするとの案を提案致します。

続きましてスクールバスの運行についてです。資料の 6 ページをお開きください。スクールバスの運行については 4 町 1 村で実施しています。また企画専門部会で、交通事情の取扱いの中でもコミュニティバス等協議されており、交通事業全般が新市に引き継ぎ、運行形態を新市において調整するとされております。文教専門部会では、この今も行なっている、スクールバスの運行についてどのような取扱いをするかという協議をしました。通学補助と同じようにある程度統一した基準を設けたらどうかと。また合併の際、当然調整するべきだという意見も出ましたが、これも通学補助と同じに統合事情の条件があり、統一した内容で行うのは大変難しいと。通学に対する補助的な考え方で現行の通り実施し新市で調整するのが望ましいという話になり、企画専門部会で提案された案と同じになりました。

よって右上に記載されておりますように、スクールバスの運行については、現行の通り引き継ぎ、新市において通学区域等も参考に検討する、との案を提案致します。

次に奨学金制度です。資料の 8 ページをお開きください。奨学金制度につきましては、現在 2 町村で実施しておりますが、交付、貸付と違いがあります。専門部会でこの制度をどうするかというのを協議いたしました。

奨学金制度は教育の機会均等の立場から就学の援助を考えたら、新市でも制度は必要

ではないかという意見になりました。制度を作るとしても、それは交付ではなく貸与として創設すべきではないかという話になりました。以上のことにより、この奨学金制度につきましては合併時に廃止する。ただし、教育の機会均等の趣旨を鑑み、新たな貸付制度を創設する。なお、合併時において対象となっているものについては、現行の制度を適用するとの案を提案致します。

次に就学援助です。資料の 11 ページをお開きください。就学援助制度は、根拠法令といたしまして、学校教育法第 25 条にありますように、経済的理由により就学の困難な児童、生徒の保護者に援助する制度です。

資料の 13 ページをお開きください。5 町 2 村ともに制度に基づき実施をしておりますが、支給単価及び項目等に差異が見られます。専門部会では国の制度でもあり、就学の助成として新市においても実施することが望ましいという意見がありましたが、新市では内容は統一して行うべきと、差異がみられる項目については、合併までに調整を図る必要があるとの意見がありました。

資料の 10 ページをお開きください。右上に記載していますように、就学奨励補助につきましては、国の制度を基本に新市に引き継ぐ。ただし、合併時に内容を統一するとの案を提案致します。

次に教育相談事業です。資料の 14 ページをお開きください。教育相談員は児童、生徒及び保護者等教育に関する悩みを相談、助言を行うこととされており、教育相談事業として 5 町 2 村とも教育相談員を配置しておりますが、実施内容等、差異がみられます。相談事業をどのように取り扱うか専門部会で協議をしました結果、非行の低年齢化や不登校児の増加等、現在の社会情勢をかんがみた場合に、教育相談事業は今後ますます重要になっていくものとの考えから、新市においても引き続き実施することが必要との認識になりました。

また三重町がスクールカウンセラーという県の派遣事業を実施しており、今後そういった事業も視野に入れ、調整を図り実施していく必要があるとなりました。よって右上に記載してありますように教育相談事業については、現行の通り新市に引き継ぐ。ただし、教育相談の重要性を考え、新市において調整するとの案を提案致します。

次に、国際交流事業です。資料の 16 ページをお開きください。児童生徒の国際交流につきましては、教育委員会部局で 3 町村、総務部局で 2 町村が、独自事業として実施しております。専門部会で国際交流をどうするかという協議をしました。国も低学年からの英語教育を検討しており、今後、国際理解教育は重要になっていくことや外国に対する諸認識等の充実を考えた場合、実施していくことが必要であるということになりました。ただし、実施方法等内容については今後十分協議しながら調整する必要があるということになりました。

またここには記載をしておりますが、中学校に配置しております外国語指導助手というのは 4 町にあります。これにつきましては、企画専門部会が、外国人青年招致事業全般を協議提案しており、新市に引き継ぎ合併までに調整するとの案であります。文教部会ではこの企画専門部会と同趣旨でありますので、ここでは削除しております。

その右上に記載してありますように、国際交流事業につきましては、児童生徒の国際交流については実施し、内容については新市において調整するとの案を提案致します。

次に補助事業についてです。18、19、20 ページに学校教育に関する補助事業を記載しております。5 町 2 村である程度同趣旨のものや、単独で行っているものとさまざまなものがあります。

専門部会では合併の際、ある程度の見直しをすべき点や教育基本方針や補助内容の重要性も、十分考慮し調整を図っていくことが必要ではないかという話になりました。よって 18 ページ右上に記載してありますように、各町村の補助事業等は、新市の教育方針を基本に次のように取り扱うものとする。

- 1、5町2村または複数町村で同一または同種の補助事業等は合併までに調整する。
- 2、5町2村で独自の補助事業等は原則として廃止し、必要なものについては、新市において調整するとの案を提案いたします。

以上、協議第56号協定項目第46号-3「学校教育事業の取扱い(その3)」についてご提案を致します。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第56号につきまして、提案説明を申し上げましたが、ご質問等がございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

以上で新規に提案を申し上げます7項目につきましては、提案説明を終わらせていただきます。続きまして、その他、今後のスケジュールについて事務局の方から説明をお願いします。

赤嶺事務局長

はい、今後のスケジュールの前に、先ほど補助金交付金等の取扱いの訂正をお願いしました、その資料をお配りいたします。

芦刈会長

はい、先ほど事務局の方から訂正の説明がありましたが、この訂正分をお配りいたしました。どうぞよろしくお願い致します。それでは、今後のスケジュールについて、事務局長、説明をお願いします。

赤嶺事務局長

資料の10ページをお開きください。次回、第13回の合併協議会は、4月8日木曜日午後1時30分より、三重町中央公民館2階体育室にて開催いたしますので、よろしくお願い致します。続きまして、資料の12ページをお開きください。これからの協定項目の提案スケジュールであります。本日3月25日ではありますが、協定項目7番の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次回の4月8日とさせていただきますので、よろしくお願い致します。次回4月8日の事項とそれ以降の事項を記載しております。

4月22日新市建設計画の提案、そして4月22日までが毎月2回協議会を開催する予定であります。

5月以降になりまして、新市の名称について5月27日に提案、6月24日に地域審議会、そして町名字名の取扱いの住居表記の統一についての提案をさせていただきたいと考えております。5月からにつきましては、協議会は月1度という予定にさせていただきたいと思っております。ただし、今後の状況によりまして、間に協議会の開催という必要なことがあるかと思っておりますが、現段階では、こういう進捗で進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

13ページではありますが、これまでに提案確認をいたしました項目と、これから提案する事項につきまして、ここに記載をしております。小委員会の分についても、少し記載をしておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

14ページ、15ページであります。14ページではありますが、3月31日、議員定数を大原総合体育館で行う予定でございます。そして4月ではありますが、4月8日の第13回協議会の後、4月21日に第2回の公立医療施設専門委員会を開催する予定になっております。4月22日が第14回の合併協議会という予定にしております。

以上でスケジュールの提案をいたします。

芦刈会長

はい、今後のスケジュールにつきまして提案をいたしました。質問等がございますか、よろしいですか。はい、ありがとうございました。以上で本日協議をいただきました9項目につきましてご決定をいただきまして、誠にありがとうございました。

また新規提案をいたします7項目につきまして提案説明を申し上げましたが、この7項目につきましては、各町村の新市まちづくり委員会あるいは議会の特別委員会等を経まして、4月8日に開催されます第13回の三重町での協議会で協議をいただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、申し上げました9項目の決定に感謝を申し上げ、また提案を申し上げました7項目につきましても提案を申し上げまして、ご協力いただきましたことに感謝と御礼を申し上げます。それから、その他ありますか。

生野 委員（三重町議会議長）

その他で事務局にお伺いしたい点がございまして。平成16年度の予算組むのに各町村非常に自主財源が伸び悩んでいる、そしてまた普通交付税、臨時対策債、国庫補助と大幅な減少の中に予算を組み立てた状況がうかがえるわけでございまして。その中でですね、私どもが初めて聞く、財政健全化債というものを私どもは初めて聞いたわけでございまして、この点につきまして事務局、何かこうやっているかとか、ちょっとお尋ねします。

赤嶺事務局長

財政健全化債を予算計上しておりますのは、緒方町ということを知っております。以上です。

芦刈会長

はい、どうぞ。

生野 委員（三重町議会議長）

私どもも2、3日前、初めて聞く財政用語でございまして、これにつきましても、もし三重町も合併議会の中で調査して、次回の会議等でいろいろと質問したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

芦刈会長

はい、それではただ今の最後でございまして、皆様のご協力に感謝いたしまして議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

司会（赤嶺事務局長）

はい、ありがとうございました。それでは閉会の前にご連絡をしたいと思っております。町村長連絡会、そして議長会、そして新市まちづくり委員会委員長さんの会議をそれぞれ別室で行う予定でございますので、お残りいただきたいと思っております。町村長連絡会につきましては、2階の第一会議室、新市まちづくり委員さんの会議につきましては、1階の和室で行います。休憩の場所であります。議長会につきましては、2階の視聴覚室になりますので、よろしくお願い致します。それでは最後に閉会のごあいさつを、緒方町長の山中博町長、よろしくお願い致します。

山中 副会長（緒方町長）

大変、長時間ご協議ありがとうございました。それでは第12回目協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録署名

千 歳 村 長

緒方町議会議長

書 記